

独立行政法人経済産業研究所リスク管理及び危機対応に関する規程

〔平成27年4月1日〕
規程46号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の業務の遂行を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価してリスク管理を行うとともに、リスクの顕在化の防止、危機への対応等を行い、もって研究所の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、研究所の業務遂行を阻害する次に掲げる要因をいう。

- 一 法令等の遵守に関するもの
- 二 財務報告に関するもの
- 三 情報システムに関するもの
- 四 調査及び研究業務に関するもの
- 五 政策提言・普及業務に関するもの
- 六 資料収集管理、統計加工及び統計管理業務に関するもの
- 七 事務手続に関するもの
- 八 災害、事件等に関するもの
- 九 その他研究所の業務に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの顕在化を防止することをいう。

3 この規程において「危機」とは、リスクが顕在化し、又はまさに顕在化しようとしている状態をいう。

(内部統制の運用等を通じたリスク因子の把握、リスク発生原因の分析及びリスクに関する評価)

第3条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、研究所内部統制規程（規程第41号）で定める内部統制の運用等を通じて、部門ごとの業務フローに内在するリスク因子の把握、リスク発生原因の分析及びリスクに関する評価に努めなければならない。

(職務遂行にあたってのリスク管理)

第4条 役職員は、その職務の遂行にあたり、リスク管理に努めなければならない。

(リスク管理体制)

第5条 研究所におけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、最終的な責任を有する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、リスク管理総括管理者として、リスク管理を総括する。
- 3 各グループのディレクターは、リスク管理責任者として、各グループにおけるリスク管理を総括する。

(リスク管理委員会)

第6条 研究所におけるリスク管理及び危機への対応の検討、審議等を行うため、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

第7条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- 一 理事長
- 二 理事
- 三 所長
- 四 副所長
- 五 総務ディレクター
- 六 研究調整ディレクター
- 七 国際・広報ディレクター

- 2 委員会には、必要に応じて監事の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、理事長とする。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるときは、理事がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要に応じて、委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。
- 7 委員会に関する事務は、総務グループ情報公開・内部統制担当が行う。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行う。

- 一 研究所全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策のとりまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項

- 二 危機が発生した場合であつて、業務運営への影響等が大きいと認められるものの再発防止に関する事項
- 三 その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第9条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(危機の場合の通報)

第10条 職員は、危機に際し、速やかに必要と認められる範囲内の初動対応及び第5条第3項に規定するリスク管理責任者への通報を行う。

- 2 通報を受けたリスク管理責任者は、リスク管理総括管理者を通じて理事長に通報する。
- 3 通報に当たっては、迅速性を優先し、臨機の措置をとることとする。

(危機対応)

第11条 理事長は、研究所全体として取り組むべき危機の発生が認められる場合には、これを解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じる。

- 2 理事長に事故があるときは、リスク管理総括管理者又はリスク管理責任者がその職務を代理するなど臨機応変に対応する。
- 3 理事長は、解決策を講じたときは速やかにリスク管理委員会に報告する。

(危機が発生した場合の広報)

第12条 危機の発生が認められ、理事長がその事実を公表することが適当と認めるときは、研究所のウェブサイトへの掲載や報道機関への情報提供等の中から適切な手段を選んで広報を行う。

- 2 第1項の広報を行う場合には、経済産業省経済産業政策局産業構造課経済社会政策室に連絡する。

(秘密保持義務)

第13条 研究所のリスク管理及び危機への対応に従事する役職員は、その業務に関して知ることのできた秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、リスク管理及び危機への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。